

(仮称) 小牧市第 3 老人福祉センター建設検討委員会設置要
綱

平成 30 年 6 月 29 日
30 小長第 431 号

(設置)

第 1 条 (仮称) 小牧市第 3 老人福祉センターの建設のための基本構想及び基本計画の策定並びに基本設計に当たり必要な調査検討を行うため、(仮称) 小牧市第 3 老人福祉センター建設検討委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) (仮称) 小牧市第 3 老人福祉センターの利用者が期待する機能、役割等を把握し、及び分析すること。
- (2) その他 (仮称) 小牧市第 3 老人福祉センター建設に関し必要な事項 (組織等)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 小牧市区長会連合会に属する者
- (2) 小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会に属する者
- (3) 小牧市老人クラブ連合会に属する者
- (4) 市民団体に属する者
- (5) 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会に属する者
- (6) 市内の地域包括支援センターに属する者
- (7) 小牧市老人福祉センターの指定管理者
- (8) 学識経験者
- (9) 市内に在住する者で、老人福祉センターに関心のあるもの

3 委員は、第 1 条に規定する基本構想及び基本計画の策定並びに基本設計が完了したときに、解任されるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、長寿・障がい福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第3項の規定による委員の解任をもって、その効力を失う。

(仮称)小牧市第3老人福祉センター建設検討委員会委員名簿

	役 職	氏 名
小牧市区長会連合会に属する者	連合会長	小柳 松夫
小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会に属する者	地区副会長（味岡）	今村 究
小牧市老人クラブ連合会に属する者	地区会長（小牧西部）	児玉 豊
市民団体に属する者	小牧市女性の会 会長	酒井 美代子
社会福祉法人小牧市社会福祉協議会に属する者	局長	松岡 和宏
市内の地域包括支援センターに属する者	味岡地域包括支援センター 管理者	小林 永尚
小牧市老人福祉センターの指定管理者	野口の郷 所長	稲垣 周二
学識経験者	名古屋経済大学 副学長	中村 昭典
市内に在住する者で、老人福祉センターに関心のある者	公募	桑山 美知代
市内に在住する者で、老人福祉センターに関心のある者	公募	中村 豊子

(仮称)小牧市第3老人福祉センター建設検討委員会（第1回）

座席表

平成30年10月31日(水)午前10時～

本庁舎2階 202会議室

